

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 67

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.67

全北海道教職員組合

2020.9.17

文科省作成「手引」と「動画」に見える制度導入の問題点④

本当に「働き方改革」が必要な人には適用できないという、逆立ちした制度です

●「かえって勤務時間が長くなることであってはなりません」との但し書き

「1年単位の变形労働時間制」導入の前提について、文科省作成の「手引」には「本制度の導入により、かえって勤務時間が長くなったり、育児や介護を行う者等の配慮を要する者にまで一律に適用されたりすることがあってはなりません」（「手引」p3）と但し書きされています。制度導入が却って長時間過密労働を悪化させかねないからこそ、「あってはなりません」と但し書きをしなければならないのです。

●制度の対象期間中における時間外勤務の上限は、月42時間、年320時間

この制度を適用させるにあたっては、「対象となる教育職員の在校等時間について、上限時間の範囲内であることが前提」（「手引」p9）とされています。制度の対象期間中における時間外勤務の上限は、月42時間、年320時間です。

制度を適用させようとする場合、

「前年度において上限時間の範囲内であることなど……在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認」とするとともに、「適用しようとする対象期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合」（「手引」p9）という制約があります。

1 上限時間

本制度を適用するに当たっては、対象となる教育職員の在校等時間について、上限時間の範囲内であることが前提であること。服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする対象期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とすること。

本制度の対象期間中における上限時間は、42時間/月、320時間/年等であること。

●「働き方改革」のための制度が、本当に「働き方改革」が必要な人には適用できない

道教委が2019年11月に実施した教育職員の時間外勤務等に係る実態調査の集計結果によると、上限方針の月45時間を超えている割合は、教職員全体で55.3%にもものぼります。業務が一定落ち着く11月の調査であることや、今年の感染症対応の状況などをふまえば、実態はさらに深刻です。「学校における働き方改革」として導入されているこの制度ですが、時間外勤務の少ない人でなければ適用できないという、逆立ちした制度です。

「1年単位の变形労働時間制」緊急アンケートへご協力ください
下記のURLまたは右のQRコードからご回答ください。(10月2日締め切りです)

<https://forms.gle/hh3Y55UBTdidHULf8>

